

文京区印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和八年六月二十五日

文京区長

成

澤

廣

修



## 文京区条例第三十号

### 文京区印鑑条例の一部を改正する条例

文京区印鑑条例（昭和五十年三月文京区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二の見出し中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条第一項を次のように改める。

第十八条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、規則で定めるところにより、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の十五の二第一項に規定する特定在留カードをいう。）、若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十六条の二第一項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この項において「公的個人認証法」という。）第二十二條第一項に規定する個人番号カード用利用者証明書電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二條の二第四項第三号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第三十五條の二第一項に規定する移動端末設備利用者証明書電子証明書を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する主務省令で定める電磁的記録媒体を

いう。）が組み込まれたものに限る。）を利用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。